

第一章 生産情報公表 J A S 規格の概要

- 1 . J A S 制度の概要
- 2 . 生産情報公表 J A S 規格の制定の趣旨
- 3 . 生産情報公表農産物の J A S 規格の具体的な仕組み
- 4 . 生産情報公表 J A S 規格の今後のスケジュール

第一章 生産情報公表 J A S 規格の概要

1 . J A S 制度の概要

(1) J A S 制度は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(以下「J A S 法」という。)に基づいて 農林物資の品質の改善、 生産の合理化、 取引の単純公正化、 使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格(J A S 規格)による検査に合格した製品に J A S マークを付ける(マークを付けるかどうかは任意)ことを認める「J A S 規格」と、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の商品の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示を、全ての製造業者又は販売業者等に義務づける「品質表示基準」を定めている。

J A S 法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く 飲食物品及び油脂、 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資(に掲げるものを除く。)であって政令で定めるもの(いぐさ製品、生糸、一般材及び合板など)をいい、これに該当するものであれば国内外のいずれで生産・製造されたかにかかわらず、J A S 規格の制定の対象となる。

(2) J A S 規格は、J A S 法第 2 条第 3 項で、「品位、成分、性能等の品質についての基準(一般 J A S 規格)」、「生産の方法についての基準(特別な生産や製造方法、特色ある原材料に着目した規格等(特定 J A S 規格))」及び「流通の方法についての基準(流通 J A S 規格)」がある。生産情報公表農産物の日本農林規格は「生産方法についての基準」についての J A S 規格として生産履歴等の情報を正確に記録し、記録を適切に管理した上で生産される農産物についての規格を定めている。

飲食物品及び油脂の J A S 規格については、平成 1 8 年 2 月末現在で、一般 J A S 規格について、即席めん類、しょうゆ、マーガリン類等 3 9 品目が定められており、また、特定 J A S 規格については、熟成ハム類、熟成ベーコン類、熟成ソーセージ類、手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、生産情報公表牛肉(平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日告示)、生産情報公表豚肉(平成 1 6 年 6 月 2 5 日告示)及び生産情報公表農産物(平成 1 7 年 6 月 3 0 日告示)等 1 2 品目が定められている。

(なお、流通 J A S 規格は、J A S 法の改正により、平成 1 8 年 3 月 1 日から制定することが可能となった。具体的な規格の内容については、今後検討することとなっている。)

2．生産情報公表 J A S 規格の制定の趣旨

B S E の発生や最近の食品の不正表示事件を背景として、消費者の間に食品の安全に対する不安や食品表示に対する不信が生じており、消費者の「食」に対する信頼の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、食品の生産履歴（生産者、給餌情報、動物用医薬品の使用情報など）に関する情報を、意欲のある事業者が消費者に正確に伝えていることを第三者機関（登録認定機関）が認定する J A S 規格制度を導入したところである。

J A S 規格の制定にあたっては、食肉のうち、まず、国民の関心が特に高く牛の個体管理の体制が整備されている牛肉について、この J A S 規格を制定し、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行し、豚肉についても平成 1 6 年 7 月から施行しているところである。

今般、生産情報公表 J A S 規格の 3 つ目の規格として生産情報公表農産物の J A S 規格を平成 1 7 年 6 月 3 0 日に制定したところである。

3．生産情報公表農産物の J A S 規格の具体的な仕組み

（1）生産情報公表農産物の J A S 制度の仕組み（図 1）

生産情報公表 J A S 制度では、農林水産大臣が登録した登録認定機関から認定生産行程管理者として認定を受けた生産者などが、自らその食品が J A S 規格に適合しているか検査を行い、検査に適合している食品に J A S マークを付して販売することができる。

また、J A S マークが付された食品を小分けして、小分け後の食品に J A S マークを付す場合、登録認定機関から認定を受けた認定小分け業者が J A S マークを付して販売することができる。

このように、食品が J A S 規格に適合していることを示す J A S マークを付すことができるのは、登録認定機関から認定を受けた生産行程管理者及び小分け業者だけであり、それ以外の者は J A S マークを付すことはできない。

J A S 規格に適合している食品に付するマークとして、即席めん類やしょうゆなどに付されている一般 J A S マーク、熟成ハム類などに付される特定 J A S マーク及び有機農産物、有機加工食品等に付される有機 J A S マークの 3 種類が定められているが、新たなタイプの J A S 規格である生産情報公表 J A S 規格の制定に伴い、4 つ目のマークとして生産情報公表 J A S マークが制定された。生産情報公表農産物の J A S 規格に適合した農産物については、生産情報公表 J A S マークが付されることになる。

既存の J A S マーク



品質保証の J A S マーク
(即席めん類、しょうゆ等)



「作り方」保証の特定 J A S マーク
(熟成ハム類、熟成ベーコン類、
熟成ソーセージ類、地鶏肉、手延べ干しめん)



有機 J A S マーク
(有機農産物、有機加工食品等)

生産情報公表 J A S マーク



(生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉
及び生産情報公表農産物)

(2) 認定生産行程管理者の役割

認定生産行程管理者は、農産物の生産行程を管理し、又は把握するものとして、農産物の生産段階の生産情報(収穫期間、ほ場等の所在地、農薬の使用情報及び肥料の施用情報など)を責任を持って正確に記録・保管し、公表する必要がある。

認定を受けた生産者等は、生産情報公表農産物の J A S マークと当該農産物の生産単位を識別できる番号など(農産物識別番号)を、生産した農産物に付して販売・流通させることとなる。

(3) 認定小分け業者の役割

流通業者などが、生産情報公表農産物の J A S マークの付いた農産物を小分けする場合には、当該業者が、認定小分け業者として認定を受けた場合に限り、小分け後の農産物にも生産情報公表農産物の J A S マークを付することができる。

(4) 消費者への情報の公表

消費者は、生産情報公表農産物のJASマークが付されている農産物につき、農産物識別番号から、店頭での表示やインターネット、FAX等を通じて、生産情報を入手することができる。(容器又は包装の表示例及び公表情報の例は図2に示すとおり。)

消費者が入手できる生産情報は、次のとおりとなっている。

- (1) 生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先(生産行程管理者の情報を公表する場合にあっては、生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所)
- (2) ほ場等の所在地
- (3) 収穫期間
- (4) 生産者が使用した農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数
- (6) 生産者が施用した肥料の種類及び施用量
- (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量
- (8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的

さらに、生産情報公表農産物のJAS規格では、上記の生産情報に加えて、化学合成農薬又は化学肥料の削減割合を公表する場合にあっては、次の情報を入手することができる。

- (1) 化学合成農薬の削減割合を公表する場合
 - ・平均使用回数(当該農産物の栽培地の属する地域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均使用回数をいう。)及び平均使用回数を定めた地方公共団体の名称
- (2) 化学肥料の削減割合を公表する場合
 - ・平均窒素分量(当該農産物の栽培地の属する地域において当該農産物に施用される化学肥料の平均窒素分量をいう。)現に施用した化学肥料の窒素分量及び平均窒素分量を定めた地方公共団体の名称

4. 生産情報公表JAS規格の今後のスケジュール

生産情報公表農産物のJAS規格については、平成17年6月30日付け告示、7月30日から施行されている。また、JAS規格とともに、「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」、「生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準」、「生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法」についても7月29日付けで告示されている。

JAS規格等の施行後、登録認定機関の登録申請が行われ、審査に適合した機関を農林水産大臣が登録することになる。平成18年3月10日現在、登録認定機関として6機関が登録されたところである(図3)。

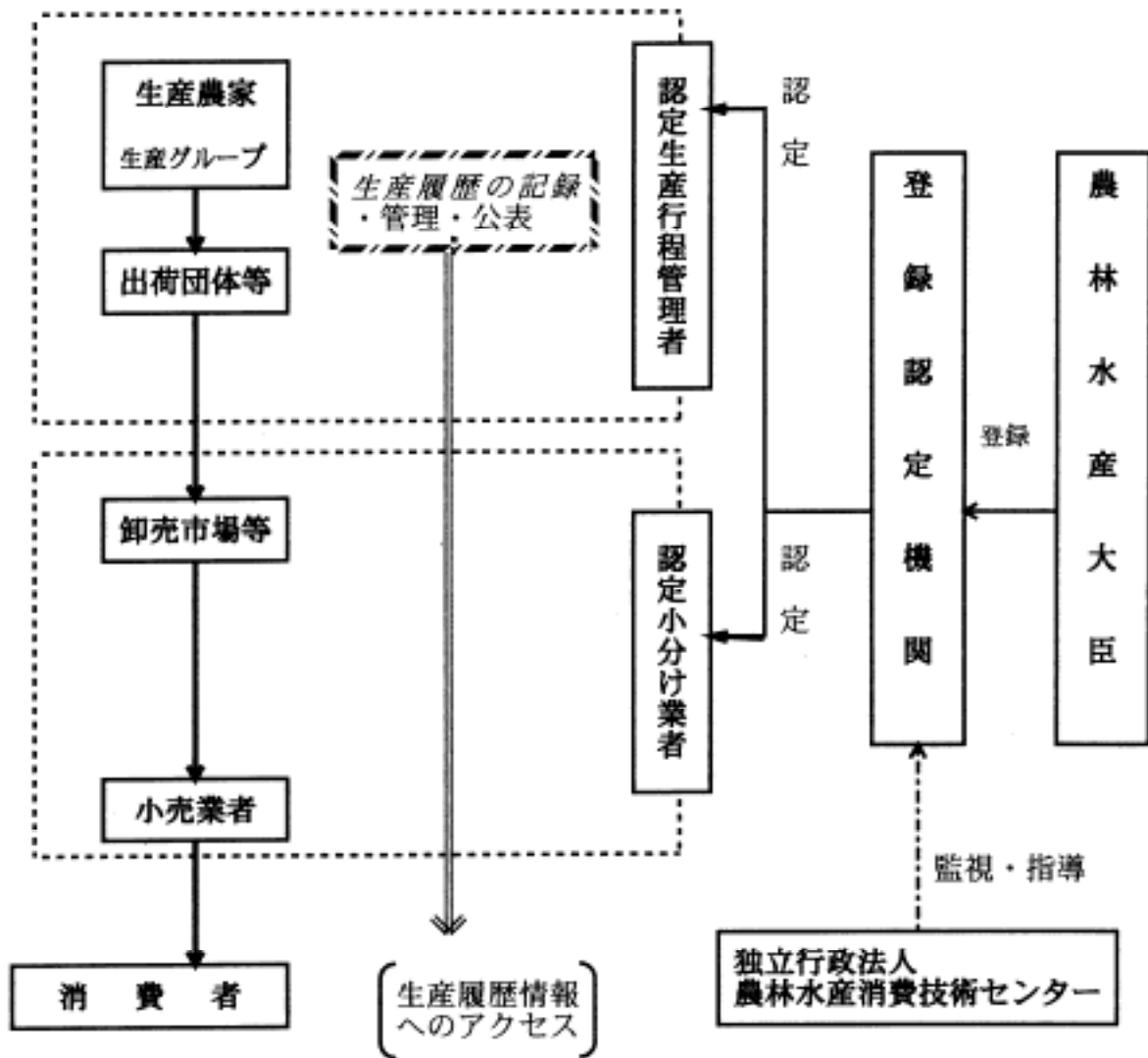
生産者などが生産行程管理者の認定を受けようとする場合には、登録された登録認定機関に認定申請を行い、登録認定機関から「生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」などに適合しているか審査を受け、適合していれば認定生産行程管理者としてJ

A S の格付を行うことができる。

流通業者が小分け業者の認定を受けようとする場合には、登録された登録認定機関に認定申請を行い、登録認定機関から「生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準」などに適合しているか審査を受け、適合していれば認定小分け業者として J A S マークを付すことができる。

(図1)

生産情報公表農産物のJAS規格の認証の仕組み



公表情報の項目


農産物識別番号
生産者の氏名又は名称、住所及び連絡先
ほ場等の所在地
収穫期間
農薬の用途別分類、種類及び使用回数
特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数
肥料の種類及び施用量
土壌改良資材の種類及び施用量
から までの生産資材以外の名称及びその使用又は施用の目的
平均使用回数、地方公共団体の名称（化学合成農薬削減割合を公表する場合）
平均窒素分量、現に施用した化学肥料の窒素分量、地方公共団体の名称（化学肥料削減割合を公表する場合）

(図2)

表示事項及び公表情報

< 化学合成農薬、化学肥料の削減割合を表示する場合 >

表示例 (容器、包装、農産物に近接した掲示等)

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7		県産
みかん (生産情報公表農産物)		
化学合成農薬削減割合: 6割 (対		県平均使用回数比)
化学肥料削減割合: 8割 (対		県平均窒素分量比)
生産情報の公表の方法	http://www.???.co.jp (又はFAX番号等)	
		
登録認定機関		

公表情報の例

農産物識別番号	1 2 3 4 5 6 7				
生産者の氏名及び住所	農林太郎 県市町村名				
生産者の連絡先	電話番号				
ほ場等の所在地	県市町村名				
収穫期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月				
農薬の用途別分類、種類及び使用回数	用途別分類	種類	使用回数	平均使用回数を定めた地方公共団体	
	殺虫剤		1回	県	
	用途別分類	種類	使用回数	削減割合	平均使用回数
	殺虫剤	(化)	1回		
		(化)	1回		
殺菌剤	(化)	1回			
	(化)	1回			
化学合成農薬の使用回数合計			4回	6割	10回
特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数	用途別分類	種類	使用回数		
	-	-	-		
肥料の種類及び施用量	種類	施用量	平均窒素分量を定めた地方公共団体		
		200kg/10a (-)	県		
		2,000kg/10a(-)			
	種類	施用量	削減割合	平均窒素分量	
	25kg/10a(窒素 2kg/10a)				
化学肥料の窒素分量合計		窒素 2kg/10a	8割	窒素 10kg/10a	
土壌改良資材の種類及び施用量	種類	施用量			
	-	-			
生産者が使用又は施用したその他の資材の名称及び目的	()				

(図3) 登録認定機関一覧(平成18年3月10日現在)

生産情報公表農産物関係 *

登録認定機関名	認定を行う農林物資	認定を行う区域	事業所の所在地	問い合わせ先電話番号
有限会社 リーファース	生産情報公表農産物	国内	東京都千代田区大手町 1丁目8番3号	03-3241-7810
有限会社オーガニック認定機構	生産情報公表農産物	国内及び外国	福岡県大野城市南ヶ丘 2丁目23番14号	092-589-2245
株式会社アフアス 認証センター	生産情報公表農産物	国内及び外国	東京都中央区銀座5丁目 10番13号東洋精米機ビル	03-3569-7370
S G S ジャパン株式会社	生産情報公表農産物	国内及び外国	神奈川県横浜市西区みなと みらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー38階	045-330-5030
アイシーエス日本 株式会社	生産情報公表農産物	国内及び外国	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ 崎東4丁目5番17号	045-949-4620
特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会	生産情報公表農産物	国内	東京都千代田区外神田 6丁目15番11号	03-5812-8055

* 登録認定機関の登録状況については、農林水産省のホームページで公表しています。

(<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm>)